

2021年8月26日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する文書の送付に関するお知らせ（3）

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対して、下記の文書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年8月26日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン



回答書(3)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社の2021年8月24日付け東証適時開示「(開示事項の経過) アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式の追加取得に関するお知らせ」(以下「TKS 適時開示(8/24)」)といひます。)に添付された同日付け「貴社らによる当社株式の追加取得について」(以下「TKS 書面3」といひます。)に対し、以下のとおり回答します。

また、同月27日に予定する貴社との面談に先立つ通知事項につきましても、併せて通知いたします。

なお、本書面において用いる略語等は、特に断らない限り、当社らが貴社に対して送付した同月10日付け回答書(以下「当社回答書(1)」)といひます。)及び同月16日付け回答書(2)(以下「当社回答書(2)」)といひます。)における定義と同一の意味を有するものとします。また、当社の同月17日付け東証適時開示「2021年8月13日付け株式会社東京機械製作所の適時開示に添付された同日付け「貴社らの回答書について」に対する当社の見解」を以下「当社適時開示(8/13)」といひます。

1. TKS 書面3に対する回答 — 株主意思確認総会の早期開催の求め

貴社経営陣は、当社らに対し、TKS 書面3において、「更なる当社株式の買付けを差し控えるとともに、予定されております8月27日(金)の貴社らとの面談時あるいはその前までに、少なくとも本対応方針に違反する態様での当社株式の買集めを行わないことを誓約する書面を提出いただくことを要請」し、また、「仮に、予定されている面談時までにかかる誓約書をご提出いただけない場合、その他当社独立委員会が必要と考える場合には、本対応方針に則り、所定の対抗措置の発動を検討せざるを得ないと考えております」と述べています。

しかしながら、本対応方針(TKS 適時開示(8/6)・1頁による定義に従います。)は、貴社が「既に開始されている本買集めを踏まえ、本買集めを含む大規模買付行為等への対応を主

たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。」(TKS 適時開示 (8/6)・2 頁) と自認しているとおおり、当社らを標的として、かつ、貴社取締役会限りの決議により有事導入されたものであり、株主総会の決議(株主意思確認)を経たものではありません。

貴社経営陣は、TKS 書面 3 において、「独立委員会が必要と考える場合」の対抗措置発動を示唆していますが、「取締役会により選定された委員により構成された特別委員会は、あくまでも取締役会の判断を代替又は補完する存在であって、その判断を株主意思の確認に置き換えることはできない」というのが、最近の東京高等裁判所の判断です(東京高決令和 3 年 4 月 23 日)。

また、当社らの考えは、一貫して申し上げているとおおり、「当社回答書(1)に記載しましたとおおり、引き続き東京機械製作所の現経営陣に経営を委ねた上で(当社らは、取締役候補者を派遣することを予定していません。)、現経営陣の皆様と議論を重ねながら、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上することができるものと考えており、東京機械製作所現経営陣の皆様が、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上するために、どのような経営方針や事業計画をお持ちであるかにつきまして、お伺いし、これに対して当社らの議決権行使方針などについて説明するなどして、建設的な対話を行いたいと考えております。」(当社適時開示 (8/13)・3 頁) というものです。したがって、当社らは、当社らの知り得る貴社経営方針 (TKS 適時開示 (8/6) に記載された「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み」II 1 (1) (4~6 頁)) の変更は求めておりません。さらには、当社らは、貴社の株式について上場維持を考えており、非公開化取引(二段階買収)は一切考えておりません。

したがって、当社らの株式取得が、貴社の企業価値・株式共同の利益及び一般株主の利益を損なうことになり得る余地はないと考えております。

一方で、貴社経営陣は、2021 年 8 月 4 日に TKS 書面 1 を当社らに送付してからわずか 1 日後に、「(当社らの) 全く説明がない」ので「本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できないものと認識しております。」と強弁した TKS 適時開示 (8/6) を開示し、当社らを標的にした買収防衛策を取締役会限りの決議により有事導入しました。これに対し、当社らが、そのような強弁は事実を歪曲していることから訂正を求めると、繰り返し抗議しているにもかかわらず(当社回答書(1)(2))、貴社経営陣は、これを黙殺しています。したがって、貴社経営陣のこのような態度は、何とか、対抗措置発動(差別条件付新株予約権の無償割当て)の大義名分を作出して、「経営を担当している取締役等又はこれを支持して事実上の影響力を及ぼしている特定の株主の経営支配権を維持・確保することを主要な目的とする」(東京高決令和 3 年 4 月 23 日) 不当なものであるといわざるを得ないと考えています。

にもかかわらず、貴社経営陣が対抗措置の発動を求めるといっているのであれば、近似の裁判例に従い、貴社取締役会限りの決議や「取締役会の判断を代替又は補完する存在であって、そ

の判断を株主意思の確認に置き換えることはできない」にすぎない独立委員会限りの勧告に基づくものでは、株主平等原則（会社法 109 条 1 項）に反し、また、不公正な方法による（会社法 247 条 2 号）といえることから、当社は、貴社経営陣に対し、速やかに、株主総会を開催して、株主意思を確認するように求めます。

そのような株主意思確認のプロセスを経ようとせず、本対応方針が取締役会限りの決議で当社らを標的にして有事導入されたにすぎない現時点においては、当社らが貴社に対して誓約書を提出する法的な根拠を欠くため、提出の要望には応じかねますので、その旨回答いたします。

2. 貴社経営陣に対する面談前の通知事項

(1) 経営方針等の詳細に関する資料の開示請求

当社は、既に御説明しましたとおり、引き続き東京機械製作所の現在の経営陣に経営を委ねた上で（当社は、取締役候補者を派遣することを予定していません。）、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上してまいりの方針であり、貴社株主として、貴社経営陣の皆様が貴社の企業価値・株主価値を向上するために、どのような経営方針や具体的な事業計画（以下「具体的事業計画」といいます。）をお持ちであるかについて多大な関心を有しており、今回の面談においても、貴社から経営方針等について御説明いただくことを求めています（なお、上記 1 のとおり、貴社適時開示（8/6）に記載された基本方針については、当社は賛同しており、その変更は求めません。）。

もっとも、当社らが貴社について入手できるのは公開情報にとどまるどころ、現時点での貴社開示情報のみでは、貴社の具体的事業計画を理解するための情報が不足しているといわざるを得ません。そこで、当社は、今回の面談を建設的な対話の場とするために、面談時まで、貴社ホームページ等を通じて、企業価値・株主価値の向上に向けた具体的な事業計画を開示することを求めます。

当社は、貴社のインサイダー情報を入手することを面談の目的としておりません。したがって、面談の場で個別に当社らのみに対して情報を伝達するのではなく、貴社の具体的事業計画について関心を有する全ての株主・投資家に対して共通の情報を公開いただくため（フェア・ディスクロージャー）、適時開示システムや貴社ホームページ等を通じて情報公開するようにお願いいたします。加えて、当社は、貴社に対して、面談の場において、インサイダー情報を伝達することを禁止しますので、予めその旨を申し入れます。

(2) 当日の出席者について

今回の面談には、貴社の事業計画及び財務諸表の詳細を説明できる方に御参加いただくようお願いいたします。また、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、来社人数は 3 名ま

でとしてください。当社ら代表取締役であるアンセム ウォン シュウセンは、直近までがん治療を受けており重症化リスクの高い基礎疾患を有するため、3名を超えて来社された場合には、その人数限りで、やむを得ず面談をお断りする予定です。

(3) 株主名簿の事前送付

当社らは貴社に対して、当社回答書(2)において、会社法 125 条 2 項に基づく株主名簿閲覧謄写請求として、最新の株主名簿（貴社が直近で総株主通知請求をしたもの。おそらく、令和 3 年 8 月 16 日現在の株主名簿になると思われます。）の閲覧謄写を請求しておりますが、本日までに何ら貴社から応答を受けておりません。つきましては、面談時までには、株主名簿を開示してください。これは、会社法に基づく正当な請求ですので、貴社経営陣におかれましては、適法に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具